

児童発達支援施設・笑顔のはな ふじみ野教室 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社Community Linksが設置する児童発達支援施設・笑顔のはな ふじみ野教室（以下「事業所」という。）において実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うことを目的とする。

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社Community Linksが開設する児童発達支援施設・笑顔のはな ふじみ野教室（以下、「事業所」という。）が行う指定障害児通所支援事業の児童発達支援事業（以下、「児童発達支援」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、児童発達支援事業（以下、「通所支援」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、障害児の意思及び人格を尊重し、適切な通所支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1 通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた児童発達支援計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定児童発達支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定児童発達支援を提供する。

2 利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定児童発達支援の提供に努める。

3 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。

4 前3項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「児童福祉法施行条例」（平成24年埼玉県条例第68号。以下「埼玉県条例」という。）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 児童発達支援施設・笑顔のはな ふじみ野教室

(2) 所在地 埼玉県富士見市ふじみ野西1-13-2 Gracepier 1階

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、埼玉県条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

(1) 管理者 1人

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、法令等において規定されている通所支援の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1人

児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的な内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した放課後等デイサービス計画（以下、「通所支援計画」という。）を作成し、通所給付決定保護者に交付の上、同意を求める。通所支援計画の作成後は、計画の実施状況の把握を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直し及び必要に応じた変更を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

(3) 児童指導員、保育士 2人以上

通所支援計画に基づき、障害児及び障害児の保護者に対し適切な指導等を行う。

(4) 機能訓練員 2名以上

児童発達支援計画に基づき、障害児に対し適切に指導等を行う。

(5) 運転手 1名以上

事業所の車を使用して、障害児の自宅と事業所間の送迎の為に運転を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月、火、水、木、金、土とする。

ただし、12月29日から1月3日までと祝日を除く。

(2) 営業時間 月、火、水、木、金： 09:30～14:00 15:15～17:00

土曜： 09:20～16:35

(3) サービス提供時間

平日 預かり型 : 09:00～14:00

平日 小集団療育型 : 15:15～17:00

土曜 個別療育型 : 09:20～16:35

(利用定員)

第6条 児童発達支援事業所の利用定員は、1日当たり合計10人とする。また各単位の定員は次のとおりとする。

(1) 単位① 10人

(事業の内容)

第7条 通所支援で行う支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 通所支援計画の作成

(2) 基本事業

ア) 日常生活訓練

日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等

イ) 集団生活適応訓練

会話、手話、点字、パソコン操作等

ウ) 創作的活動

絵画、工作、園芸等

エ) 相談業務

健康、福祉、生活の相談等

(3) 介護サービス

更衣、排せつ等の身体介助

(4) 送迎サービス

障害児の自宅又は学校と事業所との間の送迎

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 通所支援を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として障害児の保護者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業所は、前項の支払を受けるほか、通所支援において提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 創作活動に係る材料費 実費

(2) 事業所外活動に係る交通費等 実費

3 前項の費用の支払を受ける場合には、障害児の保護者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証（第1項については受領証）を、当該費用を支払った障害児の保護者等に交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、富士見市とする。

(主たる対象となる利用児の障害種別)

第10条 当該事業所を利用する児童の障害種別は主に次のものとする。

- (1) 知的障害児
- (2) 発達障害児

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者はサービス利用に当たり、次のことに留意すること。

- (1) 障害児の健康状態に異常があるとき又は体調不良のときは、その旨申し出ること。
- (2) 事業所内の器具等の使用に当たっては、職員の指示に従うこと。
- (3) 宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の障害児やその家族等に迷惑を及ぼす言動を行ってはならない。

(緊急時等の対応)

第12条 現にサービスの提供を行っているときに、障害児の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関又は障害児の主治医へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(苦情解決)

第13条 事業所は、その提供した通所支援に関する障害児の保護者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害等に関する具体的計画を立て、必要な食糧等の備蓄を行う。また、年2回以上、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、障害児に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること。

ア 虐待防止委員会の設置

委員会の開催 年1回以上

イ 虐待の防止のための指針の整備

ウ 虐待の防止のための研修の実施

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 年1回以上

(業務継続計画の策定等) ★

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所支援の提供を継続的に実施するための、及び非日常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

(3) 訓練の実施 年1回以上

3 事業所は、前項に規定する非常災害に備えるための訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

4 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

(衛生管理等) ★

第16条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じる。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置
委員会の開催 3か月に1回以上

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 6か月に1回以上

訓練の実施 6か月に1回以上

(身体拘束等の禁止) ★

第17条 事業所は、通所支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置
委員会の開催 年1回以上

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 身体拘束等の適正化のための研修の実施

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 年1回以上

(安全計画の策定等) ★

第18条 事業所は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設

備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において、「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

(3) 訓練の実施 年1回以上

3 事業所は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知する。

4 事業所は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行う。

（自動車を運行する場合の所在の確認）★

第19条 事業所は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認する。

2 事業所は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行う。

（運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）

第20条 事業所は、提供する児童発達支援事業について、1年に1回以上、自ら評価を行うとともに保護者による評価を受け、常にその改善を図らなければならない。

2 前項における評価及び改善の内容を公表するものとする。

（その他運営についての留意点）

第21条 事業所は、適切な通所支援が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 従業者は業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。

4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

5 事業所は、障害児に対する通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該通所支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第22条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、株式会社Community Linksと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年 1月1日から施行する。

この規程は、令和5年 8月1日から変更する。

この規程は、令和6年 4月1日から変更する。

この規定は、令和7年11月1日から変更する。